

「経済財政運営と改革の基本方針2020」 等について

- 「経済財政運営と改革の基本方針2020」 2
- 「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」 5
- 「規制改革実施計画」 11

※ 資料中の下線は、事務局において付記したもの。

経済財政諮問会議

【所掌事務】

- (1) 内閣総理大臣の諮問に応じて、経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項についての調査審議
 - (2) 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて、国土形成計画法に規定する全国計画その他の経済財政政策に関連する重要事項について、経済全般の見地から政策の一貫性・整合性を確保するための調査審議
 - (3) 上記(1)(2)について、内閣総理大臣等に意見を述べること
- (経済財政諮問会議令(平成12年政令第257号))

【委員名簿】

議長	安倍	晋三	内閣総理大臣
議員	麻生	太郎	副総理 兼 財務大臣
	菅	義偉	内閣官房長官
	西村	康稔	内閣府特命担当大臣(経済財政政策) 兼 経済再生担当大臣
	高市	早苗	総務大臣
	梶山	弘志	経済産業大臣
	黒田	東彦	日本銀行総裁
	竹森	俊平	慶應義塾大学経済学部教授
	中西	宏明	株式会社日立製作所 取締役会長 兼 執行役
	新浪	剛史	サントリーホールディングス株式会社代表取締役社長
	柳川	範之	東京大学大学院経済学研究科教授

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

第3章 「新たな日常」の実現

1. 「新たな日常」構築の原動力となるデジタル化への集中投資・実装とその環境整備 (デジタルニューディール)

(1) 次世代型行政サービスの強力な推進 — デジタル・ガバメントの断行

② マイナンバー制度の抜本的改善

(略)

関係府省庁は、PHRの拡充を図るため、2021年に必要な法制上の対応を行い、2022年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する。マイナンバーカードの公的個人認証の活用により障害者割引適用の際に障害者手帳の提示が不要とできるよう、デジタル対応を推進する。また、e-Tax等について、自動入力できる情報（医療費、公金振込口座等）を順次拡大し、マイナンバーカードの利便性を向上させる。

在留カードとマイナンバーカードとの一体化について検討を進め、2021年中に結論を得る。また、運転免許証について、海外の事例を踏まえつつ、発行手続やシステム連携の在り方等を含めた検討を開始する。あわせて、自動車検査証及び自動車検査登録手続についても、マイナンバーカードを活用した手続の一層のデジタル化の推進に向けて、検討を開始する。この他、各種免許・国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用について検討する。必要に応じて共通機能をクラウド上に構築する。民間技術を更に積極的に活用してマイナポータルの利便性の向上を図る。

(略)

③ 国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速

(略)

行政手続のオンライン化、ワンストップ・ワンスオンリー化を抜本的に進める。関係府省庁は、今般の感染症対応における各種支援策のオンラインによる申請・支給状況を点検し、原則として対面や押印の不要化、申請書類の可能な限りの縮減、法人データ連携基盤（Gビズコネクト）による情報連携等を加速する。特に、雇用調整助成金、運転免許証に係る運転可能期間の延長等について、電子申請等による手続の簡素化・迅速化の一層の促進に取り組む。建設業許可の電子申請化など関係手続のリモート化を進める。

(略)

(3) 新しい働き方・暮らし方

① 働き方改革

働き方改革関連法の着実な施行を労働関係法令の適正な運用を図りつつ取り組むとともに、感染症への対応として広まったテレワーク等がもたらした、新たな働き方やワーク・ライフ・バランスの取組の流れを後戻りさせることなく最大限活かし、従業員のやりがいを高めるためのフェーズⅡの働き方改革に向けて取組を加速させる。労働時間の管理方法のルール整備を通じた兼業・副業の促進など複線的な働き方や、育児や介護など一人一人の事情に応じた、多様で柔軟な働き方を労働者が自由に選択できるような環境を整備し、RPAの活用を含む更なる生産性向上に向けた好循環を作り出す。あわせて、不本意非正規雇用の解消を図る。

テレワークの定着・加速を図るため、新たなKPIを策定するとともに、中小企業への導入に向けて、専門家による無料相談対応や全国的な導入支援体制の構築など各種支援策を推進する。さらに、事業場外みなし労働時間制度の適用要件に関する通知内容の明確化や関係ガイドラインの見直しなど、実態を踏まえた就業ルールの整備に取り組む。

ジョブ型正社員の更なる普及・促進に向け、雇用ルールの明確化や支援に取り組む。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

こうした中で、労働者が職務の範囲内で裁量的・自律的に業務を遂行でき、企業側においても、こうした働き方に即した、成果型の弾力的な労働時間管理や処遇ができるよう、裁量労働制について、実態を調査した上で、制度の在り方について検討を行う。

フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、保護ルールの整備を行う。

（4）変化を加速するための制度・慣行の見直し

① 書面・押印・対面主義からの脱却等

書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため、全ての行政手続を対象に見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。また、押印についての法的な考え方の整理などを通じて、民間の商慣行等についても、官民一体となって改革を推進する。行政手続について、所管省庁が大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、利用率向上に取り組み、目標に基づき進捗管理を行う。

日本経済再生本部

【趣旨】

我が国経済の再生に向けて、経済財政諮問会議との連携の下、円高・デフレから脱却し強い経済を取り戻すため、政府一体となって、必要な経済対策を講じるとともに成長戦略を実現することを目的として、内閣に、これらの企画及び立案並びに総合調整を担う司令塔となる日本経済再生本部を設置する。

（日本経済再生本部の設置について（平成24年12月26日閣議決定）（抜粋））

【委員名簿】

本部長	安倍 晋三	内閣総理大臣
本部長代理	麻生 太郎	副総理、財務大臣、内閣府特命担当大臣、デフレ脱却担当
副本部長	菅 義偉	内閣官房長官、沖縄基地負担軽減担当、拉致問題担当
	西村 康稔	経済再生担当、全世代型社会保障改革担当、内閣府特命担当大臣
本部員	高市 早苗	総務大臣、内閣府特命担当大臣
	森 まさこ	法務大臣
	茂木 敏充	外務大臣
	萩生田 光一	文部科学大臣、教育再生担当
	加藤 勝信	厚生労働大臣、働き方改革担当
	江藤 拓	農林水産大臣
	梶山 弘志	経済産業大臣、産業競争力担当、国際博覧会担当、ロシア経済分野協力担当、原子力経済被害担当、内閣府特命担当大臣
	赤羽 一嘉	国土交通大臣、水循環政策担当
	小泉進次郎	環境大臣、内閣府特命担当大臣
	河野 太郎	防衛大臣
	田中 和徳	復興大臣、福島原発事故再生総括担当
	武田 良太	国家公安委員会委員長、行政改革担当、国家公務員制度担当、国土強靱化担当、内閣府特命担当大臣
	衛藤 晟一	一億総活躍担当、領土問題担当、内閣府特命担当大臣
	竹本 直一	情報通信技術（IT）政策担当、内閣府特命担当大臣
	北村 誠吾	内閣府特命担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当
	橋本 聖子	東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当、女性活躍担当、内閣府特命担当大臣

未来投資会議

【趣旨】

日本経済再生本部の下、第4次産業革命をはじめとする将来の成長に資する分野における大胆な投資を官民連携して進め、「未来への投資」の拡大に向けた成長戦略と構造改革の加速化を図るため、産業競争力会議及び未来投資に向けた官民対話を発展的に統合した成長戦略の司令塔として、未来投資会議（以下「会議」という。）を開催する。会議は、「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）における「第4次産業革命官民会議」の役割も果たす。（未来投資会議の開催について（平成28年9月9日日本経済再生本部決定）抜粋）

【委員名簿】

議長	安倍 晋三	内閣総理大臣
議長代理	麻生 太郎	副総理
副議長	西村 康稔	経済再生担当大臣 兼 全世代型社会保障改革担当大臣 兼 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
	菅 義偉	内閣官房長官
	梶山 弘志	経済産業大臣
議員	高市 早苗	総務大臣
	萩生田光一	文部科学大臣
	加藤 勝信	厚生労働大臣
	竹本 直一	内閣府特命担当大臣（科学技術政策）
	北村 誠吾	内閣府特命担当大臣（規制改革）
	金丸 恭文	フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO
	五神 真	東京大学総長
	櫻田 謙悟	SOMPOホールディングス株式会社グループCEO取締役代表執行役社長
	志賀 俊之	株式会社INCJ代表取締役会長
	竹中 平蔵	東洋大学教授、慶應義塾大学名誉教授
	中西 宏明	一般社団法人日本経済団体連合会会長、株式会社日立製作所取締役会長執行役
	南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー代表取締役会長

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

1. 新しい働き方の定着

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 兼業・副業の環境整備

人生100年時代を迎え、若いうちから、自らの希望する働き方を選べる環境を作っていくことが必要である。ウィズ・コロナ、ポスト・コロナの時代の働き方としても、兼業・副業、フリーランスなどの多様な働き方への期待が高い。

実態を見ると、兼業・副業を希望する者は、近年増加傾向にあるものの、他方、実際に兼業・副業がある者の数は横ばい傾向であり、働く人の目線に立って、兼業・副業の環境整備を行うことが急務である。

この背景には、労働法制上、兼業・副業について、兼業・副業先と労働時間を通算して管理することとされている中、「兼業・副業先での労働時間の管理・把握が困難である」として、兼業を認めることに対する企業の慎重姿勢がある。本未来投資会議の審議においても、兼業を認めると自社の労働力が減るにもかかわらず逆に管理工数が上がる中で、企業の労務管理責任の範囲・在り方についてしっかりとルールを整備し、企業が安心して兼業・副業を認めることができるようにすることが重要、との指摘がある。

このため、労働時間の管理方法について、以下の方向で、労働政策審議会における審議を経て、ルール整備を図る。

① 労働者の自己申告制について

・兼業・副業の開始及び兼業・副業先での労働時間の把握については、新たに労働者からの自己申告制を設け、その手続及び様式を定める。この際、申告漏れや虚偽申告の場合には、兼業先での超過労働によって上限時間を超過したとしても、本業の企業は責任を問われないこととする。

② 簡便な労働時間管理の方法について

・本業の企業（A社）が兼業を認める際、以下の条件を付しておくことで、A社が兼業先（B社）の影響を受けない形で、従来どおりの労働時間管理で足りることとなる。

－兼業を希望する労働者について、A社における所定の労働時間を前提に、通算して法定労働時間又は上限規制の範囲内となるよう、B社での労働時間を設定すること。

－上記の場合、A社において所定の労働時間を超えて労働させる必要がある場合には、あらかじめ労働者に連絡することにより、労働者を通じて、必要に応じて（規制の範囲内に収まるよう）、B社での労働時間を短縮させることができるものとする。

・また、これにより、A社については、従来どおり、自社における所定外労働時間についてのみ割増賃金を支払えば足りることとなる。

③ 労働者災害補償保険の給付の拡充

・兼業・副業の場合の労働者災害補償保険の給付の拡充について、労働者災害補償保険法等の改正法が成立した。複数就業先の賃金に基づく給付基礎日額の算定や業務上の負荷を総合的に評価し認定を行う改正の円滑な施行を図る。

ii) フリーランスの環境整備

フリーランスについては、内閣官房において、関係省庁と連携し、本年2月から3月にかけて、一元的に実態を把握するための調査を実施した。その上で、当該調査結果に基づき、全世代型社会保障検討会議において、政策の方向性について検討し、以下の結論を得た。

多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、フリーランスとして働く人に大きな影響が生じており、発注のキャンセル等が発生する中、契約書面が交付されていないため、仕事がキャンセルになったことを証明できない、といった声もある。

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

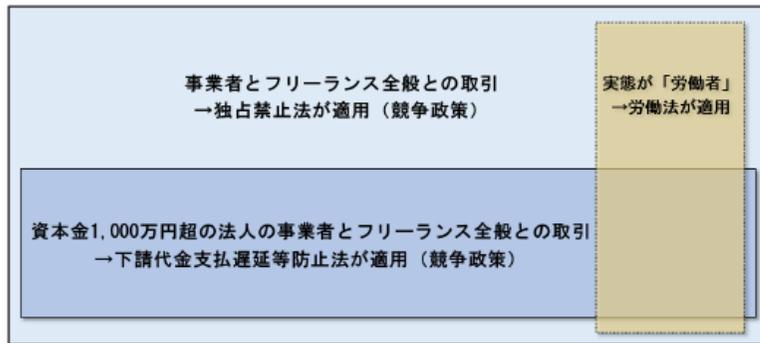
こうした状況を踏まえ、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、政府として一体的に、以下の保護ルールの整備を行う。

① 実効性のあるガイドラインの策定

ア) 基本的考え方

- ・独占禁止法は、取引の発注者が事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、事業者とフリーランス全般との取引に適用される。また、下請代金支払遅延等防止法は、取引の発注者が資本金1,000万円超の法人の事業者であれば、相手方が個人の場合でも適用されることから、一定の事業者とフリーランス全般との取引に適用される。このように、事業者とフリーランス全般との取引には独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法を広く適用することが可能である。他方で、これまでは、働き方に関して、特に独占禁止法については、その適用には慎重であった。この点、公正取引委員会がこのような従来の姿勢を変更していることも踏まえ、フリーランスとの取引について、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法の適用に関する考え方を整理し、ガイドライン等により明確にする必要がある。
- ・他方、これらの法律の適用に加えて、フリーランスとして業務を行っていても、実質的に発注事業者の指揮命令を受けて仕事に従事していると判断される場合など、現行法上「雇用」に該当する場合には、労働関係法令が適用される。こうした法令の適用関係を明らかにするとともに、独占禁止法、下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令に基づく問題行為を明確化するため、実効性があり、一覧性のあるガイドラインについて、内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省連名で年内を目途に案を作成し、意見公募手続を開始する。

(図：フリーランスに適用される法律関係)



イ) ガイドラインの方向性

- ・連名のガイドラインの具体的な内容として、以下の点を検討する。

(契約書面の交付)

- ・フリーランスと取引を行う事業者が、フリーランスに対し、契約書面を交付しない又は記載が不十分な契約書面を交付することは、独占禁止法（優越的地位の濫用）上不適切であることを明確化する。
- ・なお、下請代金支払遅延等防止法の書面の交付に当たっては、受け手側が事前に承諾し保存する前提であれば現在オンラインでの交付も認められており、オンラインでの契約書面向けのひな形を示す。

(発注事業者による取引条件の一方的変更、支払遅延・減額)

- ・フリーランスと取引を行う事業者が、フリーランスに対し、不当に取引条件の一方的変更や報酬の支払遅延・減額を行うことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用に当たることや下請代金支払遅延等防止法上の禁止行為に当たることを明確化する。

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

（仲介事業者との取引に対する独占禁止法の適用）

- ・フリーランスの仲介事業者が取引条件の一方的変更を行う場合もあることから、仲介事業者とフリーランスの取引についても独占禁止法が適用されることを明確化する。

（現行法上「雇用」に該当する場合）

- ・フリーランスとして業務を行っていても、（a）実質的に発注事業者の指揮監督下で仕事に従事しているか、（b）報酬の労務対償性があるか、（c）機械、器具の負担関係や報酬の額の観点から見て事業者性がないか、（d）専属性があるか、などを総合的に勘案して、現行法上「雇用」に該当する場合には、契約形態にかかわらず、独占禁止法等に加え、労働関係法令が適用されることを明確化する。

（略）

④ 労働者災害補償保険等の更なる活用

- ・フリーランスとして働く人の保護のため、労働者災害補償保険の更なる活用を図るための特別加入制度の対象拡大等について検討する。また、フリーランスとして働く人も加入できる共済制度（小規模企業共済等）の更なる活用促進を図る。あわせて、フリーランスとして働く人のリモートワーク環境の整備を支援する。

iv) テレワークの推進

- ・テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドラインの周知啓発を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点からも、テレワーク相談センターの設置・運営やテレワーク導入に係る助成等による導入支援を強力的に推進する。
- ・テレワークの全国的な裾野拡大に向けて、中小企業を支援する専門家団体や商工団体と連携した地域におけるテレワーク導入の支援体制の構築や、テレワーク専門家の派遣・相談、テレワーク普及の担い手人材の育成、地域の光ファイバ整備などテレワーク環境の整備等を通じ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や地方居住推進等への寄与を含め、企業の業務継続対策や生産性向上など、多様な観点からテレワーク活用を強力的に推進する。

vii) 生産性を最大限に発揮できる働き方に向けた支援

① 長時間労働の是正をはじめとした働く環境の整備

- ・2019年4月から大企業、2020年4月から中小企業に対して適用された時間外労働時間規制について、引き続き適切な施行に努める。あわせて、2024年4月からの建設業や医師等への適用に向けて、相談体制の充実や制度の周知徹底、適用猶予期間においても、必要な法整備を含め、時間外労働の削減や労働者の健康確保のための取組を行うよう、働きかけや支援を行うなど、円滑な法の適用に向けた取組を行う。

（略）

3. デジタル市場への対応

（2）新たに講ずべき具体的施策

ii) デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化

- ・労働安全衛生法の規制対象であるポイラーについて、2020年度中に、開放検査周期を最長12年に延長し、検査周期を設備の状態により管理する手法（CBM）や事業者による自主的な検査を導入した場合の課題を洗い出すとともに、2021年を目途に規制の見直しに係る基本方針を策定する。
- ・また、労働安全衛生法上の電子機器等の活用に関する防爆規制について、2020年度中に、対象となる危険エリアの判断基準を明確化し、防爆規制の将来の在り方について課題を洗い出すとともに、2021年を目途に規制の見直しに係る基本方針を策定する。

「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」(令和2年7月17日閣議決定)(抜粋)

4. オープン・イノベーションの推進

(2) 新たに講ずべき具体的施策

v) 次世代産業システム

① サプライチェーンにおけるデータ連携・活用の促進

- ・産業保安における安全性と効率性をIoTやAIなどの新技術を活用して高める取組(スマート保安)を推進するため、2020年度、「スマート保安官民協議会」を立ち上げ、企業の先進的取組を促進するとともに、保安規制の見直しを機動的・効果的に行うアクションプランを策定する。

6. 個別分野の取組

(2) 新たに講ずべき具体的施策

iii) スマート公共サービス

④ 対面・書面・押印を求める規制・慣行の抜本的な見直し

- ・テレワークを含む民間の経済活動等のデジタル化の推進のため、以下の取組を行う。

(略)

一原則として、書面・押印・対面が求められている全ての行政手続等について、2020年中に必要な見直しを行う。

二あわせて、行政手続のオンライン化、ワンストップ・ワンスオンリー化を抜本的に進める。原則として対面や押印の不要化、申請書類の可能な限りの縮減、法人データ連携基盤(Gビズコネクト)による情報連携等を加速する。

(略)

⑤ マイナンバーカードの普及、利活用の促進等

(略)

- ・PHRの拡充を図るため、2021年に必要な法制上の対応を行い、2022年を目途に、マイナンバーカードを活用して、生まれてから職場等、生涯にわたる健康データを一覧性をもって提供できるよう取り組むとともに、当該データの医療・介護研究等への活用の在り方について検討する。マイナンバーカードの公的個人認証の活用により障害者割引適用の際に障害者手帳の提示が不要とできるよう、デジタル対応を推進する。また、e-Tax等について、自動入力できる情報(医療費、公金振込口座等)を順次拡大し、マイナンバーカードの利便性を向上させる。

(略)

- ・その他、各種免許・国家資格、教育等におけるマイナンバー制度の利活用について検討する。必要に応じて共通機能をクラウド上に構築する。民間技術を更に積極的に活用してマイナポータルの利便性の向上を図る。

(略)

vii) 次世代ヘルスケア

① 技術革新等を活用した効果的・効率的な医療・福祉サービスの確保

ア) 健康・医療・介護サービス提供の基盤となるデータ利活用の推進

(PHRの推進)

- ・個人の健診や服薬履歴等を本人や家族が一元的に把握し、日常生活改善や必要に応じた受診、医療現場での正確なコミュニケーションに役立てるため、PHR(Personal Health Record)を引き続き推進する。

- ・マイナポータル等を通じた個人へのデータ提供については、2020年6月から乳幼児健診等情報を開始するとともに、2021年3月から特定健診等情報を、2021年10月から薬剤情報をそれぞれ開始することを目指す。その他の健診・検診情報については、2020年夏に策定する工程表に基づいた必要な法令の整備や地方公共団体等への支援など、実現に向けた環境整備を行い、2022年を目途に電子化・標準化された形での提供の開始を目指す。

- ・民間事業者等によるPHRのデータ利活用については、マイナポータル等とのAPI連携や民間事業者に必要なルールの在り方等を2020年度目途に策定し、同サービスの普及展開を図る。

規制改革推進会議

【所掌事務】

- (1) 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。
- (2) (1)の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。
- (内閣府本府組織令（平成12年政令第245号）（抜粋））

【委員名簿】

議長	小林 喜光	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長
議長代理	高橋 進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
議員	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	大石 佳能子	株式会社メディヴァ代表取締役社長
	大槻 奈那	マネックス証券株式会社執行役員、名古屋商科大学大学院教授
	大橋 弘	東京大学公共政策大学院副院長
	佐久間総一郎	日本製鉄株式会社常任顧問
	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科教授
	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
	高橋 滋	法政大学法学部教授
	武井 一浩	西村あさひ法律事務所弁護士（パートナー）
	竹内 純子	NPO法人国際環境経済研究所理事・主席研究員
	谷口 綾子	筑波大学システム情報系教授
	中室 牧子	慶應義塾大学総合政策学部教授
	南雲 岳彦	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社専務執行役員
	夏野 剛	慶應義塾大学政策・メディア研究科特別招聘教授
	新山 陽子	立命館大学食マネジメント学部・教授
	水町 勇一郎	東京大学社会科学研究所教授
	御手洗瑞子	株式会社気仙沼ニッティング代表取締役

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）（抜粋）

II 分野別実施事項

1. 成長戦略分野

(2) デジタル時代の規制・制度のあり方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	デジタル時代の規制・制度のあり方	<p>新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、<u>書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。</u></p> <p>b 各規制所管府省は、規制改革推進会議が、国内外の事業展開の実態や具体的な事業者の要望を踏まえ、改革の必要性が高いものとして重点的な見直し事項とした規制・制度について、「デジタル時代の規制・制度について（令和2年6月22日規制改革推進会議決定）」の「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」の基準を踏まえて、規制・制度の見直しの議論を行う。</p> <p>c 規制を新設又はその内容を変更する場合において、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているか評価するための上記基準に基づき、その評価基準を満たすための事前評価を行う標準的な手続を整備し、その手続に則り作業することを求めるなど、規制所管府省が規制・制度にデジタル化の視点を入れるための方策を検討する。</p>	<p>a: 実現できるものから順次措置</p> <p>b: 令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c: 令和2年度検討・結論</p>	a, b: 全府省 c: 総務省

(11) 時間外・休日労働に関する協定等の届出における電子申請の推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
14	時間外・休日労働に関する協定等の届出における電子申請の推進	<p>時間外・休日労働に関する協定届出及び就業規則届出の電子申請について、その利用実態を把握した上、<u>電子申請利用率向上のために、利用者の利便性を高めるべく、システム改修や企業等への周知も含めた効果的な方策について検討し、結論を得る。</u></p> <p>b aで得た結論について、措置を講ずる。なお、システム改修に当たっては、将来的な機能の拡張等も可能となるよう留意する。</p>	<p>a: 令和2年検討・結論</p> <p>b: 令和2年度措置</p>	厚生労働省

6. デジタルガバメント分野

(3) 新たな取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し	<p>各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、<u>国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。</u></p> <p>各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。</p>	<p>可及的速やかに緊急対応措置、制度的対応については令和2年措置、令和2年中に措置できないものは、令和3年以降速やかに措置</p>	全府省